

# 障がいのあるこどもの子育て支援



妊娠

出産

乳幼児

小・中学生

高校生以上

その他

## ① 特別児童扶養手当

20歳未満の障がいのある児童を養育している人に手当が支給されます。※支給要件があります

**問い合わせ先** 合志市 福祉課 TEL 096-248-1144

県北広域本部 福祉課 TEL 0968-25-0689



## ② 障害児福祉手当

20歳未満の重度障がいのある児童に対し手当を支給します。※支給要件があります

**問い合わせ先** 合志市 福祉課 TEL 096-248-1144



## ③ 特別支援教育就学奨励費

小・中学校の特別支援学級に在学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図るため、世帯の収入に応じて就学に必要な経費の援助を行なっています。

**問い合わせ先** 学校教育課 TEL 096-248-2366



## ④ 障害者手帳

各種サービスを受けやすくし、障害等級に応じて各種控除・割引等が受けられます。

### 身体障害者手帳

身体機能に障がいのある人に対して交付されます。

身体障害者手帳▶



### 療育手帳

知的に障がいのある人に対して交付されます。

療育手帳▶



### 精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある人に対して交付されます。

精神障害者保健福祉手帳▶



**問い合わせ先** 合志市 福祉課 TEL 096-248-1144

## ⑤ 生活や療育等の相談

### 相談支援事業

相談先	電話番号
障がい者支援センター「れんがの家」	TEL 096-242-2271
コミュニティはうす明日	TEL 0968-25-6601
相談支援センター「SUN」	TEL 096-227-7010
きくよう地域生活支援センター	TEL 096-232-8518
大津町障がい者基幹相談支援センター	TEL 096-292-0114

専門スタッフが各種相談、情報提供、専門機関等への紹介を行います。  
(身体・知的・精神障害すべてに対応)

菊池圏域療育相談員(輝なっせ)	TEL 0968-24-5667
-----------------	------------------

発達が気になる子どもやその家族へ療育指導や相談支援を行ないます。  
また、在宅の障がい児(者)やその家族および地域の関係機関の支援を行ないます。

熊本県北部発達障がい者支援センター わっふる	TEL 096-293-8189
------------------------	------------------

自閉症スペクトラム等の特有の発達障害のある人に対する支援を  
総合的に行なうため、各種相談に応じた適切な指導・助言を行います。

## ⑥ 合志市社会福祉協議会自主事業

### おもちゃ図書館

発達に心配のある子どもとその家族の集いの場です。おもちゃ遊びや音楽遊び等、さまざまな活動を通して人との関わり等を学びます。

### 発達が気になる子をもつ親の会「まあぶる」

発達障がいのある子や発達が気になる子を持つ親同士の交流の場。詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ先** 合志市社会福祉協議会 TEL 096-242-7008

## ⑦ 各種福祉サービス

各種福祉サービスについては申請が必要です。支給要件や利用者負担があります。詳しくはお尋ねください。

### 通所支援事業・障がい福祉サービス

- 障害児通所支援・・・ 日常生活や集団生活の指導や訓練を行います。  
(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)
- 短期入所・・・ 介護者が病気等の場合、一時的に施設でお世話します。
- 居宅介護・・・ 家族等による支援が困難な人の自宅生活をお手伝いをします。



**問い合わせ先** こども未来課 TEL 096-248-1162

### 預かり・外出福祉支援事業

- 日中一時支援・・・ 一時的な預かり（日帰り）を行います。
- 移動支援・・・ 外出時のお世話や危険回避等の支援を行います。



### 福祉用具支給・住宅改修支援等

- 日常生活用具給付・・・ 特殊ベッド・手すり等の福祉用具を給付します。(障がい者・児や難病患者など)
- 在宅紙おむつ支給・・・ 重度の障がいがあり常時おむつが必要な人に給付します。(3歳以上)
- 訪問入浴・・・ ご自宅に訪問し入浴支援を行います。
- 補装具・・・ 車いす・義足等購入修理費の一部を助成します。(障がい者・児や難病患者など)
- 住宅改造・改修・・・ 改造・改修費用の一部を助成します。
- 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付・・・ 人工鼻・クールベスト等の福祉用具を給付します。
- 聴覚障がい児補聴器購入費助成・・・ 軽度・中等度の聴覚障がい児に対して、補聴器購入費の一部を助成します。(身体障がい者手帳の交付対象でない人)
- 自動車改造・・・ 身体障がいのある人が自ら所有し運転する車の改造費の一部を助成します。
- 自動車運転免許取得・・・ 障がいのある人が運転免許取得に必要とされる費用の一部を助成します。

日常生活用具給付▶



補装具▶



### 医療助成

医療費の一部を助成します。詳しくは、お問い合わせください。

- 重度心身障害者医療費助成
- 育成医療
- 精神通院医療

**問い合わせ先** 福祉課 TEL 096-248-1144

